

飲用牛乳提供停止・再開に関する対応マニュアル
(アレルギー以外)

志布志市教育委員会
令和 8 年 1 月

1 飲用牛乳の対応について

志布志市では、完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギー（乳糖不耐症を含む。以下同じ。）以外の味覚、嗅覚、食感等の理由で牛乳を飲めない児童生徒がおり、毎日一定数廃棄しています。特に令和5年6月の調査において中学生は、毎日15%（約120本）の牛乳が廃棄されているのが現状です。

学校給食センターでは、牛乳飲用啓発期間を設けるなど、「牛乳を飲むことの大切さ」を伝える取組を行っておりますが、令和7年5月に実施しました「学校給食における飲用牛乳対応意向調査」の結果を踏まえ、食品ロス削減の観点から、学校給食における牛乳飲用の必要性を保護者の皆様に深くご理解いただいた上で、「どうしても牛乳を飲めない」児童生徒については、保護者が「飲用牛乳停止届」を提出することにより、令和8年4月から牛乳の提供を停止することができるようになります。

2 学校給食における牛乳の必要性

学校給食の栄養管理は、「学校給食摂取基準」に基づいて行われています。児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養素量を算出したものです。家庭での食事で摂取量が不足していると推測される栄養素を可能な範囲で補うなどの工夫が行われています。

その中の一つに牛乳があげられます。「学校給食摂取基準」では一日に必要なカルシウム量の50%を給食で摂るよう定められています。牛乳には、カルシウム・ビタミンB2・たんぱく質などの栄養素が含まれており、これらは、成長期（特に中学生の時期）の児童生徒に欠かすことのできない栄養素であり、歯や骨の形成・免疫機能や神経系の発達などに関わります。

骨量のピークは20歳までと言われており、児童生徒は今、骨量を増やすことのできる大切な時期です。成長期に十分な骨づくりができるないと、将来骨粗鬆症になりやすい体になってしまふかもしれません。

学校給食センターでは、給食の牛乳はもちろんですが、ご家庭でも牛乳を飲んでほしいと願っています。

3 飲用牛乳停止の手続（令和8年4月から牛乳提供停止）

(1) 「飲用牛乳停止届」の提出について

毎年度3学期に保護者に対し、学校を通じて、「学校給食における飲用牛乳の対応について」案内を行います。

※ 食物アレルギー等の場合の対応は、これまでどおりですので、別途案内します。

(2) 飲用牛乳の停止を希望する場合の手続

お子様と牛乳を飲むことの大切さについて十分に話し合った後、「どうしても牛乳を飲めない」と保護者が判断された場合は、「飲用牛乳停止届（様式1）」に必要事項を記入の上、指定の日までに担任の先生に提出してください。

(3) 学校及び給食センターの対応

① 「飲用牛乳停止届」が提出されたら、記入漏れなど不備がないか内容を確認（特に停止理由を確認）し、写しを給食センターへ提出します。

② 給食センターは、届出内容を確認し、決定通知（様式2）を保護者へ送付します。（停止決定は、年度更新とします。）

※1 停止決定者リストは提出のあった学校、学校教育課、給食センターで共有します。

※2 届出書確認後に停止開始の決定を通知します。場合によっては、お子様の状況やご家庭での食生活等について、アンケートや面談を行うことがあります。

4 飲用牛乳停止の開始（再開）の手続

(1) 保護者から学校へ飲用牛乳再開の希望があった場合は、保護者に「飲用牛乳開始届（様式3）」の提出を求め、給食センターへ写しを提出します。

(2) 給食センターは、飲用牛乳開始届の提出があった場合は、速やかに再開の手続を行います。

※ 再開までに概ね2週間程度かかります。

5 その他

- (1) 飲用牛乳停止届の提出があった家庭に対しては、引き続き「カルシウム摂取や牛乳を飲むことの大切さ」を伝えていきます。
- (2) 飲用牛乳停止届手続の対象者は、当分の間、児童生徒のみとします。

【様式 1】

令和 年 月 日

飲用牛乳停止届（アレルギー以外）

（ ）学校（ ）年（ ）組 児童生徒氏名

保護者氏名

住所：志布志市

【連絡先（TEL）：]

次の理由により牛乳を摂取することができないので、学校給食における飲用牛乳の提供停止を届出ます。

理 由	
--------	--

理由は、できるだけ児童生徒（本人）が書いてください。

【届出に当たっての注意点】

- ※ 1 アレルギーや乳糖不耐症等による飲用牛乳の停止は別の手続となります。
- ※ 2 今回の届出により飲用牛乳を停止した場合、令和9年3月末まで継続となります。再開の手続は隨時受付けることとしますが、再開までに概ね2週間程度時間を要します。
- ※ 3 停止届の提出先は、児童生徒の在籍校です。
- ※ 4 停止決定の通知は、直接保護者へ郵送いたします。

校長	教頭	養護教諭	給食担当	担任

（学校は受理・確認後、写しを給食センターへ送付する。）

【様式2】

令和 年 月 日

() 学校
保護者 様
(児童生徒氏名 :)

志布志市立学校給食センター
所長

飲用牛乳停止決定通知（アレルギー以外）

学校給食における飲用牛乳停止について、決定したので通知します。

【注意事項】

- ※1 再開の手続は隨時受付けることとしますが、再開までに概ね2週間程度時間を要します。
- ※2 必要に応じて、お子様の状況やご家庭での食生活等について、アンケートや面談を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【様式 3】

令和 年 月 日

飲用牛乳開始届（アレルギー以外）

（ ）学校 （ ）年（ ）組 児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

住所：志布志市 _____

【連絡先（TEL）：]

学校給食における飲用牛乳の開始を届出ます。

【届出に当たっての注意点】

- ※ 1 開始の手続は隨時受付けることとしますが、開始までに概ね 2 週間程度時間
を要します。
- ※ 2 開始届の提出先は、児童生徒の在籍校です。
- ※ 3 開始決定の通知は、直接保護者へ郵送いたします。

校長	教頭	養護教諭	給食担当	担任

（学校は受理・確認後、写しを給食センターへ送付する。）